

電子入札導入に伴う変更点及び注意点について

平成 23 年 1 2 月
七尾市総務部総務課

電子入札の導入に伴い、平成 24 年 1 月 1 日以降の入札案件から、以下のとおり変更となりますので、ご注意ください。

《変更内容》

(1). 一般競争入札における公告内容の変更について

(ア)電子入札の導入に伴い、公告の記載内容が変更となります。

(2). 一般競争入札における設計図書等の閲覧について

(ア)閲覧申請書を廃止しましたので、自由に閲覧可能となります。

【説明会資料 P46 参照】

(3). 参加申請書及び積算内訳書の提出について

(ア)参加申請書及び積算内訳書は、電子入札システムにより提出していただきます。紙入札対象案件は、従来どおり、紙媒体にて提出となります。

【説明会資料 P47～48 参照】

(4). 積算内訳書の表紙（様式）について

(ア)電子入札システムで提出する際の様式を新たに追加しました。

(イ)設計書の「積算内訳書提出用」ファイル中に、表紙の様式も追加しますので、必要事項を入力し、電子入札システムにより提出してください。

(5). 電子くじの導入について

(ア)全ての電子入札対象案件で電子くじを導入します。

【説明会資料 P49～50 参照】

(6). 事後審査書類の提出期限及び提出書類（様式）の変更について

(ア)事後審査書類の提出期限を開札日の翌日正午に変更しました。

(イ)事後審査書類の様式を一部変更及び追加しましたので、七尾市ホームページから最新の様式をダウンロードしてください。

【説明会資料 P51 参照】

(7). 上記以外の変更点及び注意点については、以下の説明会資料（抜粋）をご確認ください。

以下、説明会資料（抜粋）



5. 電子入札導入に伴う変更点及び注意点





変更点及び注意点

1. 公告及び設計図書等の閲覧について
2. 事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書の提出について
3. 入札金額(積算)内訳書の提出について
4. 電子くじについて
5. 事後審査書類の提出について
6. 入札の辞退について
7. 紙入札の承諾について



変更点及び注意点 ①公告及び設計図書等の閲覧

各入札方式における閲覧方法は以下のとおりとなります。

【一般競争入札】

従来どおり、七尾市ホームページで閲覧することとなります。

【指名競争入札】

入札情報システム(PPI)で閲覧することとなります。

注意事項

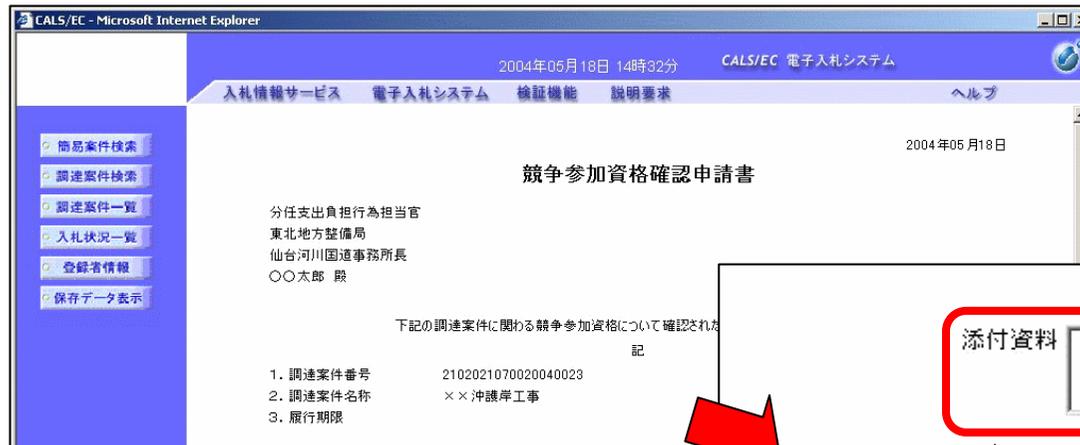
【一般競争入札】

電子入札の導入に伴い、閲覧申請書の提出は不要となりますので、自由に設計図書を閲覧することができます。

【指名競争入札】

指名競争入札案件のみ、入札情報システムを利用し、設計図書等の閲覧を行います。ただし、閲覧できる者は、指名業者のみとなります。

変更点及び注意点 ②参加申請書ファイルを添付する方法



(1) [参照]ボタンをクリックします
※ファイルを選択します。

(2) [添付資料追加]ボタンをクリックします

※ 添付資料の送付可能サイズは3MB以内です。
ファイルの選択は1行毎に行ってください。
尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行ってください。

(3) 左側の欄にファイル名が入れば、
添付されたことになります。

【注意事項】

- 必ずその案件に応じた「事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書」を添付してください。 ※チェックリストの添付は不要となります。
- ファイル名は、「(会社名)〇〇工事(申請書)」としてください。
- また、添付前に必ずウイルスチェックを行ってください。

変更点及び注意点 ③入札金額の内訳書ファイルを添付する方法

内訳書: 内訳書追加 **参照...**

※ 添付資料の送付可能サイズは3MB以内です。
ファイルの選択は1行毎に行ってください。
尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行ってください。

(1) [参照]ボタンをクリックします

(2) ファイルを選択し、[開く]ボタンをクリックします。

(3) [内訳書追加]ボタンをクリックします

内訳書追加 C:\Documents and Settings\... **内訳書追加** C:\Documents and Settings\... **参照...**

(4) 左側の欄にファイル名が入り、添付されたこととなります

C:\Documents and Settings\... 内訳書追加 C:\Documents and Settings\... **参照...**

【注意事項】

- ・入札には、必ずその案件に応じた積算内訳書を添付してください。
- ・積算内訳書の提出が無い場合は、**無効**となります。
- ・ファイル名は、「(会社名)〇〇工事(内訳書)」としてください。
- ・また、添付前に必ずウイルスチェックを行ってください。



変更点及び注意点 ④電子くじについて

電子入札対象案件において、落札予定者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、電子くじにより落札予定者を決定します。

電子くじの手順

- (1) 入札参加者は、入札時に「くじ番号(3桁)」を入力します。
- (2) くじ番号と入札日時の秒(ミリ秒単位の下3桁を使用)の和を「確定くじ番号(3桁)」とします。和が4桁になる場合は、下3桁を使用します。
- (3) 電子くじ対象者を入札書提出順に、「入札順位」を0から振ります。
次の数式で得られた余り(決定くじ番号)と、入札順位の数値が一致した入札者が落札予定者となります。

【数式】 電子くじ対象者の「確定くじ番号」の和 ÷ 対象者数

注意事項

- ※紙入札者は、電子入札案件用の入札書に「くじ番号」を記入し、応札していただきます。
- ※「くじ番号」が記載がない又は不明の場合は、「001」とします。(七尾市電子入札運用基準参照)



変更点及び注意点 ④電子くじについて ~計算例~

電子くじ対象者が3社の場合の計算例

電子くじ対象者	A建設	B建設	C建設
①くじ番号(入札時に入力)	261	347	077
②入札日時	1月22日13時16分35秒642	1月22日14時26分35秒012	1月22日16時54分10秒962
③入札日時のミリ秒	642	012	962
④確定くじ番号(①+③)	903 (=261+642)	359 (=347+012)	039 (=077+962)
入札順位(②の早い者順)	0	1	2
④の合算	903 + 359 + 039 = 1301		
④の合算÷電子くじ対象者	1301 ÷ 3 = 433 余り 2		
落札予定者	C建設		

※2番目の業者は落札予定者を除いたA建設 [0] とB建設 [1] の④合算 [1262] から、電子くじ対象者数 [2] を割った余り [0] でA建設 [0] となります。

※3番目はB建設となります。

※入札日時のミリ秒は、下3桁の数値を使用しています。

変更点及び注意点 ⑤事後審査書類の提出について

落札候補者の事後審査書類の提出は、従来どおり、紙で直接持参していただきます。

電子入札システムの導入及び早期の契約締結を目的とし、事後審査書類の提出期限を落札候補者となる旨の通知を受けた日の**翌日正午**までとします。

注意事項

【提出期限について】

導入前：落札候補者となる旨の通知を受けた日の翌日から2日以内(午後5時)に提出



導入後：落札候補者となる旨の通知を受けた日の翌日正午までに提出

※電子入札導入後は、一般競争入札の開札をすべて午前中に行います。

※入札参加者は、開札日時までに事後審査書類を提出できる用意をしておいてください。

※事後審査書類の様式が平成24年1月より変更となります。

変更点及び注意点 ⑥入札の辞退について

電子入札における辞退届は、入札書提出前まで可能です。
入札書提出後の辞退届は、やむを得ない事由が生じた場合を除き、**原則認めません**ので、入札書の提出処理は慎重に行ってください

【やむを得ない場合】

- ・配置予定技術者(現場代理人)を配置できなくなった場合など

注意事項

【やむを得ない場合の入札の辞退について】

- 1.落札候補者に対して、開札後、電話連絡いたします。
- 2.例えば、同日開札の複数の案件に入札書を提出しており、一つの案件で落札候補者となり、以後の案件において、配置予定技術者を配置出来なくなり、辞退する場合は、電話連絡した際に、その旨を申し出てください。
- 3.その後直ちに、FAXで辞退届を送付していただきます。
- 4.同日中に辞退届の原本を総務課へ持参提出していただきます。

※配置予定技術者(現場代理人)を配置できないにも関わらず、落札候補者となった場合には指名停止等の措置を行うことがありますので、必ず連絡が取れるようにしてください。



変更点及び注意点 ⑦紙入札の承諾

やむを得ない事由により、電子入札システムを利用できないときは、「紙入札方式承諾願」を提出していただき、紙による入札を認めます。

【やむを得ない事由】

- ・ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可
- ・商号又は名称、所在地、代表者等の変更手続き中
- ・端末機の故障

注意事項

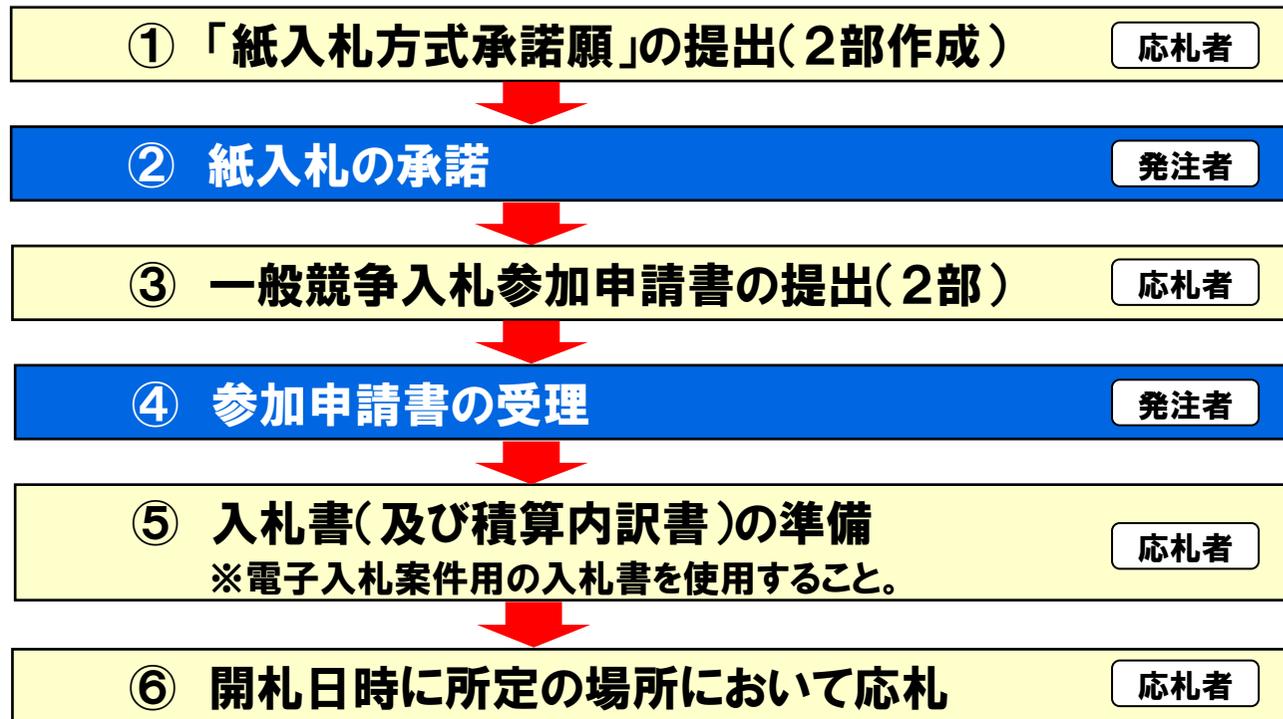
【試行運用期間中の紙入札の承諾】

※試行運用期間中は、入札参加者の準備期間を考慮し、電子入札システム未登録といった理由での紙による入札参加を認めることとします。

※ただし、平成25年度以降(本格実施)は、原則としてやむを得ない場合を除き、紙による入札は認めません。



変更点及び注意点 ⑦紙入札の承諾 ～承諾から入札まで～



注意事項

- ※紙入札者における各種締切日時は、電子入札における各種締切日時と同一とします。
- ※電子入札による手続きの途中で、紙入札へ移行する場合は、それ以前の手続きは有効とし、以後の手続きにおいて、紙入札者として取扱います。
- ※紙入札者から電子入札への変更は認めないものとします。